

資料 令和2年度における主な労災事故の発生及び給付状況一覧表（当組合取り扱い分）

発生年月	職種	年齢	発生場所	発生したときの状況	給付内容
2年3月	左官工	33歳	日向市	左官定規を手のこで切っていた際、手元を十分に確認しておらず、手のこがすべり、左手小指を切傷した。	療養補償給付
2年7月	大工	46歳	宮崎市	木材を手押しカンナ機で幅を削っていた際、滑り止めの手袋を使用せず作業した為、木材から手が滑り、手押しカンナ機の回転刃部に右手が接触し右手親指を切傷した。	療養・休業補償給付 (手術入院63日・通院61日)
3年1月	防水工	62歳	延岡市	防水材のはぎ取り作業を寝転んで不安定な姿勢でしていた際、足場巾木道坂に接触し、木のささくれが右手のひら親指つけ根付近にささった。	療養補償給付
3年1月	スレート工	68歳	熊本県	外壁材を貼り付け作業中左手親指を切傷、そのまま作業し翌々日傷口が腫れて熱が出た為、病院を受診した。	療養・休業補償給付 (手術入院32日・通院中)

(給付について)

- ・療養(補償)給付：傷病で病院等にかかりたときは、無料で治療が受けられます。
- ・休業(補償)給付：傷病で入院したときは、その4日目から1日について給付基礎日額の60%相当額（特別支給金として別に20%）の支給があります。

万一、労災事故が発生したときは、当組合へ ①発生日時、②場所、③発生状況、④受診した病院・薬局 をご連絡ください。折り返し、病院・薬局に提出する労災の請求書等をお送りさせていただきます。

宮崎県建設業事業主組合
(0985) 22-6337